

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見の提出状況

(1) 意見募集期間

令和7年6月4日（水）から7月3日（木）まで

(2) 意見の提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メールにて提出

(3) 意見提出者

ア 意見を寄せられた方

2名（電子メール2名）

イ 意見件数

2件

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	今回示された条例案の第7条（利用の不許可）（3）「その他管理上支障があると認めるとき」の具体的な例を挙げてもらいたいと思います。特に貸室における大きな音を出す楽器とは具体的に何を指すのか明示していただきたいと思います。従来の中央ふれあいセンター、アクティにしおを利用する団体には音楽活動を主とするグループ、個人が多いと思います。多世代間の交流を促す施設計画の主旨を考えれば、音楽活動は文化会館でと一律的に規制するのではなく、例えばドラム、太鼓の使用は禁止するなど、言葉でもって表現をお願いします。管理者の一元的な規制では混乱が生じると思います。この施設における音楽関連団体の需要は多いと思われます。完全な防音、遮音は難しいとしても建築使用材料の検討、遮音方法の実施設計における検討を是非お願いしたいと思います。	「その他管理上支障があると認めるとき」に該当する事例は、音楽活動のみにとどまらないと考えているため、本条例上で具体的にどのような楽器が該当するかは明示しません。 西尾市生涯学習センター（仮称）は中央ふれあいセンター及び西尾市民活動センター（アクティにしお）を統廃合して新たに整備する施設ですが、両施設の機能をすべて備えることは難しいと考えており、近接する西尾市文化会館茶々とホールには防音や遮音機能を持つ貸室が整備されていることから、大きな音を出す音楽活動はそちらの利用を想定しております。 なお、西尾市生涯学習センター（仮称）の貸室の遮音性能を考慮しますと、ピアノ伴奏付きのコーラス程度であれば利用は可能であると考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
2	第 12 条に、使用料は利用の許可を受けた日に納付しなければならないとあります。生涯学習センターの予約方法は指定管理者の判断に任されるのでしょうか？ オンライン予約システムの利用は行うのでしょうか？利用の許可を受けた日が、どうしても物理的に行けない場合等は考えられます。予約や仮押さえから〇〇日以内が支払い猶予期間等を定める予定はありますか？ いろいろな人にとって便利に予約し気持ちよく使えるために、オンライン予約システムが苦手もしくはできない人のための予約のための選択肢もあるといいのではと思います。 また今後貸出備品等も決定されていくのかと思いますが、そうした内容もホームページ等に明記されることを望みます。	生涯学習センターの予約に関しては、他の地域交流センター等と同様に窓口での予約またはオンラインでの施設予約システムの利用（仮予約）を考えています。 オンラインでの施設予約システムについては、仮予約後 10 日以内に施設において本予約の手続きを行うこととなっていますので、支払いまでにご都合のよい日時を選択いただけます。 貸出備品等の内容について、ホームページ等で公開するかについては、今後の運用の参考とさせていただきます。

以上